

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第 3 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「とき又は」を「とき、又は」に、「第21条第1項」を「第16条第5項及び第21条第1項」に改める。

第12条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第13条第2項第1号中「6箇月」を「6か月」に改める。

第16条第3項中「除く」の次に「。以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 正規の勤務時間を超えてした勤務（週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て墨田区規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50

第18条中「第19条」を「次条」に、「当り」を「当たり」に改める。

第19条中「第16条第1項及び第3項」を「第16条第1項、第3項及び第5項」に改める。

第25条の2第1項中「又は」を「、又は」に改める。

第27条の5中「の各号」を削る。

第28条中「うえ墨田区規則」を「上、墨田区規則」に改める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。